解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年二月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

鹿児島県枕崎市国見町八四五番地三

農事組合法人中原共同茶生産組合

清算人　中原　正利

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十二日開催の臨時総会の決議により平成二十六年一月十七日富山県知事の許可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

富山県高岡市永楽町五番一〇号

社団法人富山県農村医学研究会

清算人　寺西　秀豊

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月十八日開催の社員総会の決議並びに岐阜県知事の認可により、平成二十六年二月二十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

岐阜市梅河町一丁目六番地

医療法人社団回生会

清算人　伊東喜代子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年二月十日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

三重県鈴鹿市住吉三丁目七八六七番地

清算法人道伯住吉土地改良区

代表清算人　古市　幸治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年一月六日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、平成二十六年三月四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

北九州市小倉北区大畠二丁目六番四七号

医療法人葵会

清算人　香川　栄基

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年二月二十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

福井県敦賀市中央二丁目五番五五号

社団法人敦賀建設業会

代表清算人　稲葉　良一

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

和歌山市豊原丁三丁目三番地

財団法人惠美診療所

代表清算人　齋藤　仁作

第二十八期決算公告

平成二十五年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨

（単位・千円）

資産の部

流動資産	一、二五八、七七〇
固定資産	七、五二五、七二〇
合計	八、七八四、四九一

負債及び純資産の部

流動負債	七一八、六二〇
固定負債	一三〇、〇三五
株主資本	七、九三五、八三四
資本金	四、九九九、九九九
利益剰余金	二、九三五、八三五
利益準備金	一、二六六、〇〇〇
その他利益剰余金	一、六六九、八三五
合計	八、七八四、四九一

損益計算書の要旨　（単位・千円）

（平成二十五年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで）

営業収益	二、二三五、一四二
営業費用	一、五九五、〇三五
営業利益	六四〇、一〇七
営業外収益	三三、〇三二
経常利益	六七三、一四〇
特別損失	一、九九〇
税引前当期純利益	六七一、一五〇
法人税、住民税及び事業税	二六六、二四九
法人税等調整額	△六八六
当期純利益	四〇五、五八七

平成二十六年三月二十六日

横浜市港北区新横浜三丁目一〇番地

株式会社横浜アリーナ

代表取締役社長　東　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市堤町二丁目二二番地九、最後の住所青森市桂木三丁目二五番地二一

被相続人　亡　齋藤　健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

青森市長島二丁目一三番一六号　かわさきビル二階　いそ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　礒　裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県栗原市築館薬師四丁目九四番地、最後の住所宮城県仙台市青葉区立町二六番二六―六〇三号　被相続人　亡　鈴木　興三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

宮城県仙台市青葉区大町二丁目三番二二号　第五菊水ビル四階

相続財産管理人　横田　由樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市吉海町名甲二五三九番地、最後の住所福島県いわき市大久町大久字上谷地一四七番地の一　被相続人　亡　藤田　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

福島県いわき市平字六間門二番地の三四　弁護士法人いわき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　越前谷元紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県諏訪郡富士見町落合五六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小池　直巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十七日

長野県諏訪市高島一丁目六番九号

相続財産管理人　弁護士　清水　智弥

第　38　期　決　算　公　告

平成26年3月27日　千葉県茂原市茂原699番地

関東建設株式会社

代表取締役社長　小林　守

貸借対照表の要旨　（平成25年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,858,690	流動負債	568,309
固定資産	106,142	うち完成工事補償引当金	345
		固定負債	6,294
		株主資本	1,379,417
		資本金	70,000
		資本剰余金	80,000
		利益剰余金	1,229,417
		利益準備金	4,184
		その他利益剰余金	1,225,233
		（うち当期純利益）	(31,157)
		評価・換算差額等	10,810
資産合計	1,964,832	負債・純資産合計	1,964,832